

新設分割にかかる事前備置書類

(会社法第 803 条および会社法施行規則第 205 条第 8 号に基づく変更後の開示事項)

2022年 5 月 13 日

東京都中央区築地 4 丁目 1 番 1 号
株式会社アイ・ピー・エス
代表取締役 宮下 幸治

株式会社アイ・ピー・エス（以下「当社」といいます。）は、2022年 3 月 18 日付新設分割計画書に基づき、2022年 7 月 1 日をもって、当社の国内通信事業に関して有する権利義務の全部を、新たに設立する株式会社アイ・ピー・エス・プロ（以下「新会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本分割」といいます。）を行うこととし、当社は、本分割に関して会社法第 803 条および会社法施行規則第 205 条の規定に基づく開示事項を記載した 2022 年 4 月 1 日付けの書面を備置しておりますが、今般、当該事前開示事項に変更が生じたので、会社法第 803 条および会社法施行規則第 205 条第 8 号に基づき、下記のとおり変更後の事項を記載した書面を備置いたします。
なお、本書面においては、変更事項のみを開示しております（変更箇所は下線で表示しております。）

記

1. 「5. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 205 条第 6 号イ）」の変更

変更前

該当事項はありません。

変更後

当社連結子会社の InfiniVAN, Inc. (以下、「InfiniVAN」という。) とフィリピン国内の大手通信事業者 2 社による、フィリピン国内海底ケーブルシステムの共同建設が今後本格的な建設工事開始に伴い必要となる資金を当社から InfiniVAN へ貸し付けで行うべく、当社と金融機関との間で融資枠を設定する契約の締結を予定しております。

以上